

十九番 君

二十番

指田

保雄

君

二十一番 田村市郎君

二十二番

村尾

栄次

君

二十三番 木村治男君

二十四番

関

朱吉

君

一 欠席議員は次のとおりである。

十九番 宮沢良一君

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議事事務局職員は次のとおりである。

議事
事務局長 井上久男君

議事
係長 島田幸治君

臨事速
記事務 川久保友子君
補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市 長 田村匡雄君

助 役 古谷徳男君

収入 役 高水求君

教 育 長 森田猛君

企画財政部長 内田和雄君

総務部長 浅見裕康君

市民部長 古谷正夫君

福祉部長 生子国利君

建設部長 森田進君

教育次長 須崎進君

監査委員 小野光朗君

選挙管理委員
会事務局長 條崎寛君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十年第一回福生市議会定例会議事日程(第二日目)

開議日時 三月八日(金) 午前十時

日程第一 一般質問

日程第二 議案第六号

福生市交通安全対策協議会条例

日程第三 議案第七号

福生市地域会館条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第八号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第五 議案第三十一号

福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第九号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第十号

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

日程第八 議案第十一号

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第九 議案第三十二号

福生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第十 議案第十二号

福生市都市公園条例の一部を改正する条例

日程第十一 議案第三十三号

福生市議会の議員の昭和六十年三月期期末手当の支給割合を定める条例

日程第十二 議案第三十四号

福生市の一般職の職員の昭和六十年三月期期末手当の支給割合を定める条例

日程第十三 議案第十三号

福生市国民年金印紙購入基金条例

日程第十四 議案第十四号

福生市学校給食センター運営審議会条例

日程第十五 議案第十五号

福生市体育施設条例

日程第十六 議案第十六号

福生市特殊疾病患者福祉手当条例

日程第十七 議案第十七号

福生市消防団に関する条例

日程第十八 議案第十八号

昭和五十九年度福生市一般会計補正予算(第七号)

日程第十九 議案第三十五号

昭和五十九年度福生市一般会計補正予算(第八号)

日程第二十 議案第十九号

昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第五号)

日程第二十一 議案第三十六号

昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第六号)

日程第二十二

議案第二十号

昭和五十九年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第二号)

日程第二十三

議案第二十一号

昭和五十九年度福生市下水道事業会計補正予算(第六号)

日程第二十四

議案第三十七号

昭和五十九年度福生市下水道事業会計補正予算(第七号)

日程第二十五

議案第二十二号

昭和五十九年度福生市受託水道事業会計補正予算(第四号)

日程第二十六

議案第二十三号

昭和六十年年度福生市一般会計予算

日程第二十七

議案第二十四号

昭和六十年年度福生市国民健康保険特別会計予算

日程第二十八

議案第二十五号

昭和六十年年度福生市老人保健医療特別会計予算

日程第二十九

議案第二十六号

昭和六十年年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算

日程第三十

議案第二十七号

昭和六十年年度福生市下水道事業会計予算

日程第三十一

議案第二十八号

昭和六十年年度福生市受託水道事業会計予算

日程第三十二

議案第二十九号

市道路線の認定について

日程第三十三

議案第三十号

市道路線の廃止について

午前十時一分 開議

○議長(田村市郎君)

ただいまから昭和六十年第一回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

○議長(田村市郎君)

この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいただきます。

(井上議会事務局長報告)

一、追加議案本の送付について(別添参照)

二、昭和六十年一月分例月出納検査の結果について(別添参照)

○議長(田村市郎君)

以上で報告は終わりました。

○議長(田村市郎君)

今日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 宮沢良一君登壇)

○議会運営委員長(宮沢良一君)

御指名でございますので、昨日本会議終了

了後に開催いたしました議会運営委員会の結果について報告いたします。

本日の日程でございますが、新しく追加された議案が七件でありますので、昨日残りました一般質問を最初にお願ひし、以下、初日の日程の順序の中へ入れられ組ませていただきます。お手元に御配付の日程表のとおり編成をいたしました。

次に追加議案の取り扱ひでございますが、期末手当の各事例二件は支給日の関係もありませんので、慎重に審査の上、即決することといたしました。その他の議案についてはお手元に御配付の付託表のとおりで各委員会に付託し、審査を願ふことといたしました。

以上でございますが、本日の議会が円滑に運営されますようお願ひし、報告いたします。

○議長(田村市郎君)

ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願ひします。

○議長(田村市郎君)

これより日程に入ります。

日程第一、初日に引き続き一般質問を行います。十二番遠藤洋一君。

(十二番 遠藤洋一君登壇)

○十二番(遠藤洋一君)

通告に基づきまして一般質問を行いたいと思ひます。

まず一番最初の質問は、全体三つの質問から成っておりますけれども、一つは米軍横田基地についてです。

昨日、日本共産党の原議員からの一般質問の中にもありましたけれども、米韓合同演習チームスピリットが一九七六年以来、本年で実に十回目を迎へ演習を行っております。アメリカと韓国の合同演習で朝鮮半島で行つてゐる演習ですので、あたかも私たちの生活には関係がなさそうですが新聞などで思われますけれども、現実には御承知のとおり福生市にあります横田基地を使ひまして米軍の戦略輸送が行われております。二月の一日からの演習、現実には一月の半ば過ぎから横田基地におきまして輸送の演習が始まっておりますので、その期間中例年

毎年の日常時の二倍から約三倍の飛行機の離着があるという報告もされておりますし、大変に市民にとっては騒音の危険、

公害などのもとになつてゐるものです。

昨日の一般質問の中におきまして、

チーレスピリットについては米軍の当局の方からこの間の離着陸数が多くなるという事につきまして通告を受けたという、話をしたという事について伺つておりますので、その点については、今後ぜひ騒音の軽減を図つていただきたいと思ひますので、そこまでにしていただきと思ひます。

二番目の横田基地への新機種の配備という事についてなんですけれども、一月の十五日の午後二時三十分というふうに報道されておりますけれども、それまで横田基地によく飛んでおりました丁39という輸送用の飛行機なんですけれども、これが退役をしまして、そのかわり横田基地におります第三二六戦術輸送航空団の中の四七五航空基地団に属します飛行機が変わりました。C21という、ゲイツという民間の会社が作った、アメリカの会社が作ったジェット機ですけれども、これが二機変更になつております。それまで丁39とUH1というヘリコプターによつて行われておりました横田基地と国内外への通信連絡というものがこのC21に変わったわけです。C21というのは、米軍というものは大変におもしろいことをすると思ひますけれども、いわゆる民間

委託というのを米軍もやっております民間からのリースを行つてゐる飛行機なんです。

軍用機がリースというものは大変に奇妙に聞かれますけれども、そんなけれども、アメリカ軍としては二十四機のC21をリースをいたしましたそのうちの二機を三二六戦術輸送航空団の中に新しく編成されました部隊に投入しております。現実には騒音その他の問題がありまして、基地の中での飛行機の実際の配置の变换や、あるいは基地の変更などにつきまして当福生市当局、市長はどのようなようにお考えか、あるいは、これらについて通告を受けてゐるのかという事を伺つておきたいと思ひます。

現実には丁39というのは大変に老朽化しまして危険な飛行機であるとも言われていました。常に飛び回つてゐるわけですから、あるいは市役所の上六丁目などもしげば飛んでおりましたので、皆さん御記憶もあると思ひますけれども、今度はそのよりさらに性能のいいC21という大変白くスマートな機体を持っておりますけれども、これがやつてまいりました。騒音その他の中身についてはまだわかりませんけれども、この機種の変更についてどのようにお考えになつてゐるか、あるいは通告を受けてゐるのか、あらかじめ基地

あらかじめ基地

の対応の変化という事にならなければいかん。現実には土地の中での変化について市長はどのように認識をしておられるかをお聞きしたいと思います。

同じ日に、実はC2と同様にC12という。これはプロペラ機なんですけれども、現在のところは厚不基地やその他に配属をされております。これもまた民間機を軍用に改造した飛行機ですけれども、これも二機やっぱリ配属になつてゐるようです。こちらはプロペラ機ということもありましてC2よりは騒音の問題は低いのかもかもしれませんけれども、現実に変更になつてゐるといふ点についてもあわせて伺つておきたいと思ひます。

もう一つは横田基地の新刑工機の配備もするところなから、昨日マハリ曰ふ共産党の原 敏子議員の方からも質問がありましたけれども、フィリピンのクラークに在るはずの第三七四戦術輸送航空団のC9A、皆う人にはDC9という飛行機でふじみだと思えますけれども、この航空機刑工ですけれども、第三七四戦術輸送航空団のうちの第二〇航空医療輸送飛行隊、もともととは患眉輸送のためにつくられた飛行機だということですから

れども、このC9Aがどうもフィリピンのクラークから移駐をしてきてゐるのでは
ないかという話が出ておりましたけれども、私の調査におきまして、元來は、
この航空隊といひますのは三機のC9A——ナイチンゲールというふうに総称され
ますけれども——を持っています。ふた橋田基地へ来てるのではないが、部隊ごとの移動をしてゐるの
ではないかというふうに思つております。そのこともあらかじめ市長や、あるいは担当部
局の方へそのことば米軍当局、あるいは防衛施設庁の方から聞いていたのかどうかと
いふことも伺つていきたいと思ひます。

美は、そのフリーピンのクラークの飛行場の滑走路の開鎖と云うのは大変に深刻な問題でありまして、二月十五日付の沖繩での新聞や、あるいは那覇市にあるいは沖繩市の話を聞きますと、米軍のクラークの飛行場から第三戦術航空六工団のファントム戦闘機とタイガー戦闘機が合戦して三十四機プラス十機、つまり四十四機もが沖繩の嘉手納に移駐をしてゐるわけです。それだけ沖繩の方の周辺の騒音と云うのは当然思ふえるわけですし、大変な問題で非常に住民の反発を得たと云うことがあります。同時に嘉手納町の町議会の中の具在地対策特別委員会では、この問題につきまして討論をした結果、臨時町議

会開きまして抗議の意思を明らかにするということまでが行われているわけ
です。クランクにあります部隊というのはたくさんあったわけですが、そのうちの
戦闘機の一部が沖縄の嘉手納にやってくる。同時にC9A、つまり第二の航
空医療輸送隊の全部が横田基地にやってくるという結果になっております。
さらには今それについての調査が進んでおりませんけれども、嘉手納にあります第
三七五戦術航空隊のC130の部隊の移動も考えられております。このことにつ
きましてぜひ市長の見解、あるいは関係当局の見解を伺っておきたいと思つてお
ります。騒音はそれだけふえるということですし、C9Aの場合にはせいぜい一日多く
も一回果てゐる。あるいは離着陸ということが三機移駐ということが当然訓練も
あるでしょうし、騒音はふえるわけはないかというふうに予想もされております。せ
その見解を伺っておきたいというふうに思っています。

それから同様十二月から二月期の横田基地での離着陸回数につきましても伺
っておきたいというふうに思っています。基地についてはさまでです。

二番目が在日外国人の指紋押捺についてという質問項目です。

一昨年の十二月の議会のおきに在日外国人の外人登録に伴います指紋押捺に

つきまして、あるいは外国人登録の市での扱いにつきまして一般質問をいたしました。
その後かなり状況が変化をいたしましたのでこの質問を続けていきたいというふうに思
っています。

御承知のとおり、外国人登録というものは一年以上日本に居住をする十六歳以
上の在日外国人に対してとして登録証を取得して、さらにそれを五年ごとに更新を
しなければならぬという法律です。また在日外国人の場合には登録証の取得時
あるいは更新時におきましては左半身の指の指紋押捺をしなければならぬという
ふうに定められてゐるものです。これに対して在日の外国人の中だけではこれを犯罪
者扱いであつて人権侵害だという形で拒否をするケースが出てきています。前回
の一般質問のときには川崎市のカンパクさんについてお話をしましたけれども、それ以
降川崎におきましてもイサンホさんや、あるいはすでに新規登録十六歳の人
を合めて十一人が拒否をして、拒否者が十三人ということに川崎市ではとにか
なっています。

川崎市の場合にはどうしたかといえますと、一つは検討して市民の人権——在
住の外国人という意味ですけれども、市民の人権を尊重しようということ。それ

から外務省のものに指紋押捺を新規登録時の一回限りにするよう検討を
しているという動きもあるということ。あるいは、それらの市内にあります、在日の韓国
で、あるいは朝鮮の人たちからの告発はするなという要望があるという理由で、
新規、更新時を含めまして拒否者に對しては一切告発をしないということを内部
で決定をしているわけだ。現実には、ことしの九月には大体三十万人ぐらゐの
人がいやる更新という形で、また、この外国人登録をするものになるわけだ。
このことからいいますと、すでに全国市長会におきましてはこれらの人権問題か
らいっても押捺につきましては善処すべきではないかという市長会での話も出てお
りますし、同時に川崎市のようにすぐに告発をしないというふうに決めているわけ
ではありますけれども、現実には六十一の市や区が告発を留保していますという
ことになっています。あるいは東大阪市のように入種、国籍にかかわらず国際人
権規約などを踏まえて押捺拒否者を一方的に告発することはなく、説得や
指導に努めて理解を得るようにしたいというふうなことを考へてゐる東大阪市の
例とか、いろいろな例があるわけだ。例えば札幌市の場合でも三年間の告
発の時効直前までは説得を続けますというふうなことを考へてゐるわけだ。

現実には、ですから告発留保ということになりまうと仙台、静岡、長崎などの五十五
市、東京都では六区ということになっています。神奈川県の中では安易に告
発をしないで慎重かつ丁寧の説得するのだというふうなこともあります。現実
には外国人登録法の見直しや改正を国に要求する意見書というのは二百五十九
の市と東京の十三の市や区で採決されているわけですね。その中身からい
いますと指紋押捺を廃止をしないということ。それから外国人登録証の常
時携帯制度を廃止しないということ。それから五年ごとの登録切りかえの
廃止をしないという。あるいは罰則の緩和をしないというふうなことをしてい
るわけだ。現実には指紋押捺を拒否をしますよということを公に言う
指紋押捺の拒否者の会議というのがすでにできまして、すでに百二十人を超
えようという人が自分押捺を拒否をしますよということを言っているわけだ。
もちろん若い人ばかりではなくて、すでに日本に長く住んでおられる戦前から
住んでおられるようなお年を召した方などの方が、むしろ五年ごとに指紋を押
すような屈辱にはもう耐えられないという形で拒否をしますよということを言っ
ておられる例があるわけだ。

翻りまして福生市の例を考えてみても、前回の一般質問のときにも行いましたけれども、七百人以上の在日外国の方がいらつています。それらの人たちに灯しまして普通私たちと同じような市民生活を営み税金も払つてゐるという形での生活をしてゐるわけですが、これら外国人登録に關しまして押捺についての市長の考え方を知つておきたいわけですが、商工業その他さまざまな形で市に貢献をしてゐる外国の方も多々あるわけですが、これらの問題が起つてきたときに押捺義務につきまして市長の考えを知りたいと思つてゐます。

それからもう一つは現実に拒否をする方が出られたときに現場窓口とか、おほいというふうにしていくべきなのかというところ、どのような形で指導をしてゐるかというところを理事者側に伺つておきたいと思つておきます。

前回の指紋押捺問題のときにつきましては、例えば警察が指紋その他について女易な閲覧をさしなむとか、そういうような形につきましては話を伺つてゐるわけですが、市長の答弁の中にはこれは委託事務であるから仕方がないんだというところも出て来ましたが、いわゆる一件わずか七十円という形の委託事

務りなのですが、全体の趨勢としては苦勞をしない、あるいは留保をしようというふうなところになつてゐると思つておきますし、現実に拒否をする方があらわれて窓口での混乱といふことでんけれども、強い主張があった場合に、一体どのように対処する気なのかというところにつきましても伺つておきたいというふうに思つてゐます。

それから三番目には、部立保育園の移管の問題です。

昨日のやはり日本共産党の原さんの質問の中で、市長は今すぐと答へてゐるんだというところを聞いて、決意も含めて変わつてないことについて、大変に心強く思つたわけですが、現実には二園を市に移管するということにはなれば、一つは市の問題からすれば財政負担の問題も大変ですし、同時にその働く部職員の問題も大変なことだということふうに思つてゐます。

しかし、考えまして羽村のケースを考えてみますと、やはり事は多少深刻になつてゐると思つてゐます。羽村では設置基準例がすでに決まりましたけれども、例

えば現況の部立保育園の職員は六名しか要らないということを町は言つてゐるわけですが、あとは町の職員でそれを埋めようと、しかし、減員の対象になつてゐるのは例えば学食養子工ですね、それから調理師さんですね、それから看

護婦さんですね。さういふいわゆる保育に非常に必要とするに關しては、所側は即に対してこれは要らないからというふうに言っているんです。一つはそのことが保育の低下を招くのではないかと、さうに羽村のかつての西多摩保育園の父母の方は心配をされているわけですね。さういふことについて、さくら保育園と異なるはずで、通ってしました子供にとりましては継続して通っている保育園の名前すら変わってしまふということ、かなり保育に与える影響や子供たちに与える影響もあるのではないかと、さうに思っています。

さういふことを考へますと、ぜひ我が福生市におきましては即ち保育園の移管ということはやはり受けられたいんだということを頑張っていたんだということ、さうに思っています。

これにつきましては、昨日の一般質問の中での市長の答弁で、私も含めてほかの皆様方も大変に強く思ったと思いますので、これについてはこれ以上伺いませんけれども、現実に羽村で進行していることを考へますとやはり真実慮すべきことではないかと、さうに思っています。

一応質問でお答え願いたいというのは、以上、即ち保育園を除きました二点の中の細かい点についてです。ぜひよろしく答弁をお願いしたいと思っております。以上です。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 遠藤議員さんの御質問にお答えいたします。

第一点が横田基地の件についてでございます。米韓合同演習について、チームスピリットおについてでございますが、チームスピリットおにつきましては昨日原議員さんにお答えしたとおりでございます。訓練についての連絡につきましては基地からも昨日申し上げたとおり防衛施設庁からも連絡は受けております。一月の二十二日に基地司令官に面接した際にこの件につきまして確認をいたし、また同時に騒音、事故防止等の万全を期すように申し入れをしてございます。

二点目の横田基地の新機種配備についてでございますが、御指摘のとおり乗員は二名で八名までの乗客を収容することのできる軽輸送機C-2二機が一月十五日より配備されております。これは今まで人員軽輸送及び連